

株式会社京進

小規模保育事業 運営規程

(総則)

第1条 株式会社京進が設置運営する京進のほいくえん HOPPA 青葉台園（以下、「当事業所」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第3条 当事業所は、「京進のほいくえん HOPPA 青葉台園」と称する。

(所在地)

第4条 当事業所は、横浜市青葉区つつじが丘 10-7 スリーサンズ青葉台 101 に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第5条 京進のほいくえん HOPPA 青葉台園（以下「当園」とする。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (2) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」とする。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。
- (3) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。
- (4) 利用乳幼児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。
- (5) 児童福祉法その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(利用定員)

第6条 当事業所の利用定員（法第43条第1項の利用定員）は、教育・保育給付認定を受けた児童のうち満3歳未満の者（以下、「3号認定子ども」という。）12人とする。

(提供する特定地域型保育等の内容)

第7条 当事業所は、保育所保育指針等に基づき、以下に掲げる特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 特定地域型保育

給付認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において特定地域型保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定に係る児童に対し、第9条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

事業所内の調理室で行い、昼食及び午後のおやつを提供する。乳児については、これに加え午前中に1回提供する場合がある。

(4) その他保育に係る行事等

(特定地域型保育を提供する日)

第8条 特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除くものとする。

(特定地域型保育を提供する時間)

第9条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(職員の職種及び員数)

第10条 当事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1名

(2) 保育士 3名（ただし、児童数に応じて法令等の配置基準を下回らない人数とする。）

(3) 非常勤保育士 2名

(4) 調理員 1名

(5) 嘱託医・嘱託歯科医 各1名

2 前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。

(職務内容)

第11条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の管理・運営をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 保育士

児童の保育をつかさどる。

(3) 調理員

食事の提供及びそれに付随する職務に従事する。

(4) 嘱託医・嘱託歯科医

年2回の内科健診、年1回の歯科検診を行うとともに緊急時対応、相談、助言を行っていただく。

(利用者負担額その他の費用の種類)

第12条 当事業所は、特定地域型保育を利用した教育・保育給付認定保護者から、給付認定を行った市町村が定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 当事業所は、前項の支払いを受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に定める費用を徴収するものとする。

(入所に関する事項)

第13条 福祉事務所の利用調整を経た者を入所させるものとする。

(退所に関する事項)

第14条 以下の場合には、特定地域型保育の提供を終了し、退所させるものとする。

(1) 満3歳を迎える年度を終了したとき

(2) 教育・保育給付認定保護者が退所を申し出たとき

(3) 保育認定子どもに該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第15条 当事業所の職員は、特定地域型保育等の提供を行っているときに、児童の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治医及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて横浜市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 当事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 児童に対する特定地域型保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 管理者は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回児童及び職員の避難訓練ならびに消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(改定 令和5年6月12日)

別表 1

1 利用者負担額以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
おたよりファイル代	園での配布物を挟むファイル	300 円 (税込)
帽子代	2 歳児以上の児童が散歩時に着用するもの	1,330 円 (税込)

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

2 延長保育に係る利用者負担

月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円を上限とする。

18:30 以降の延長保育を利用の場合は、

月額 10 日以内で 1250 円、11 日以上で 2500 円で夕補食の提供がある。

(園で夕補食の提供があると、家で夕食が食べられなくなるなどの事情がある場合は、
申込により夕補食の徴収なし)